

大 個 審 第 4 号
(答 申 第 3 5 4 号)
令 和 2 年 6 月 1 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和2年5月22日付け市第1534号で諮問のありました「特別定額給付金給付事業」の実施に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則及び第8条第2項第9号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消除すること。
- 3 実施機関から市町村に個人情報を提供する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、厳格に定めるよう求めること。
- 4 実施機関から市町村に個人情報を提供するにあたって、より慎重な取扱いを必要とする個人情報については、その取扱いに不備があった場合に深刻な被害が生じる懸念があることから、当該個人情報の確実な抽出を徹底し、その管理について厳正に取り扱うこと、また、提供先の市町村における管理方法等についても厳格に定めるよう求めること。
- 5 実施機関から市町村に提供した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消除し、報告するよう求めること。

(注意事項)

今回の諮問は、個人情報の取扱い開始後になされています。全国一律の事業であり迅速に統一的な対応が求められる等、やむを得ない事情があったとはいえ、今後、このような事案がある場合には、事前に当審議会の意見を聴いた上で、個人情報の取扱いを開始すべきであり、条例を遵守することが必要である旨申し添えます。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、西上治、丸山敦裕